

総行住第 145 号
令和 3 年 12 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について

戸籍の附票につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）により、記載事項の追加等がなされ、その施行日は、令和 4 年 1 月 11 日とされたところです（令和 3 年 11 月 25 日公布「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 3 年政令第 312 号））。

この政令の公布等に伴い、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 改正概要

- (1) 戸籍の附票の記載事項に出生の年月日及び男女の別が追加される等の法改正が、デジタル手続法附則第 1 条第 9 号に掲げる規定の施行の日（令和 4 年 1 月 11 日）から施行されることに伴う改正を行った。
- (2) 既に住所を有する住民が存在している住所への転入及び転居について、確認すべき事項等の整理を行った。

第3 実施期日

この通知は、デジタル手続法附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日（令和4年1月11日）から実施する。

ただし、「第4 届出」に係る部分については、通知の日から実施する。